司法制度改革にあたり、弁理士会は、下記の 2 の事柄を挙げて、弁理士の現状の要点と 弁理士会からの司法制度改革についての提言と について述べさせていただく。

記

- . 弁理士の主たる業務
- . 弁理士資格
- . 弁理士の規律
- . 司法制度改革についての提言
- . 提言の理由
- . 訴訟代理のための能力担保措置構想添付資料

. 弁理士の主たる業務 (新弁理士法*1)のもとでの業務)

- (1) 工業所有権に関する特許庁もしくは経済産業大臣に対する手 続の代理及びこれらの手続に係る事項の鑑定、その他
- (2) 工業所有権法に規定する審決等取消訴訟における訴訟代理
- (3) 工業所有権、回路配置*2)または特定不正競争*3)に関する 事項についての裁判所における補佐人の役割
- (4) 関税定率法の規定に基づく税関長または財務大臣に対する手 続の代理
- (5) 工業所有権、回路配置または特定不正競争に関する特定の団 体が行う仲裁の手続(和解の手続を含む)の代理
- (6) 工業所有権、回路配置、著作権もしくは技術上の秘密に関す る契約の締結の代理、媒介または応談
- (7) 外国知的財産権に関する応談及び外国特許出願等に要される 書類の作成
 - *1) 平成12年法律第49号。一部を除いて、平成13年1月6日から施行される。
 - *2) 半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第2項に規定する回路配置。
 - *3) 不正競争防止法第2条第1項に規定する不正競争であって、同項第1号から第9号に掲げるもの(同項第4号か ら第9号に掲げるものにあっては、技術上の秘密に関するものに限られる)。

➡(参考1)

・知的財産(発明、デザイン、ネーミング等) の開発、創作、評価、鑑定



- ・知的財産侵害訴訟における補佐人とし ての陳述及び尋問(3)
- ・知的財産紛争における仲裁及び和解の 手続代理(5)
- ・知的財産権に関する契約代理 (6)
- ・知的財産権侵害物品の輸入差止に関す る申立及び情報提供の手続代理 (4)

(緑字は、新弁理士法により加えられる業務)

- 工業所有権に関する特許庁への手続代 理 (1)
- ・工業所有権に関する特許庁への手続に 関する鑑定 (1)
- ・工業所有権に関する特許庁への手続に 関するその他の事務(1)
- ・審決等取消訴訟における訴訟代理 (2)
- ・外国知的財産権に関する応談及び出願 書類等の作成 (7)

Japan Patent Attorneys Association

1. 資格者数(平成12年6月27日現在)

4,327名

(男 4,065名 (94.0%)、女 262名(6.0%))

2. 資格の取得

弁理士となる資格を有する者(登録が必要)

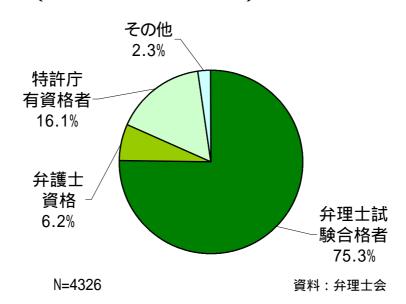
弁理士試験に合格した者

弁護士となる資格を有する者

特許庁において7年以上審判官または審査官であった者

3. 資格取得別比率

弁理士試験合格者75.3%弁護士資格6.2%特許庁有資格者16.1%その他(旧銓衡試験合格者等)2.3%



Japan Patent Attorneys Association

1.職責(弁理士法第3条)

品位を保持し、法令及び実務に精通して、公正かつ誠実 に業務を行わなければならない。

2.義務

- (1) 信用失墜行為の禁止(弁理士法第29条)
- (2) 秘密を守る義務(弁理士法第30条)
- (3) 業務を行い得ない事件(弁理士法第31条)

3.罰則

秘密漏洩等の罪に対する罰(弁理士法第80条)

4. 処分(参考2)

(1) 経済産業大臣による処分(弁理士法第32条)

戒告

2年以内の業務の停止

業務の禁止

(2) 弁理士会による処分

戒告(弁理士会則)

経済産業大臣への懲戒の申告(弁理士法第33条)

退会処分(経済産業大臣の認可要)

(弁理士法第61条)

- a 知的財産に関わる紛争を、高い信頼性をもって迅速に解決でき、かつ、利用し易い司法制度の速やかな整備がなされるべきである。
- b 知的財産に関わる訴訟に関し、専門分野に精通した裁判官の配備、専門参審制の採用について十分に検討されるべきであるとともに、専門分野に精通した訴訟代理人を容易に選任できる制度を導入すべきである。
- C 知的財産に関する権利の取得からその活用にまで 精通した弁理士を、適切な能力担保措置が講じら れることを条件にして、知的財産に関わる訴訟に おける訴訟代理人に組み入れるべきである。
- d 知的財産に関わる紛争についての裁判外紛争処理 (ADR)に関して、弁理士を有効に活用する環 境を整えるべきである。

提言:知的財産に関わる紛争を、高い信頼性をもって迅速に解決でき、かつ、 利用し易い司法制度の速やかな整備がなされるべきである。

理由:

21世紀における我が国にあっては、科学技術を基盤とした産業の更なる活性化及び国際的産業競争力の強化をもたらす知的財産重視政策が不可欠とされる。

このような知的財産重視政策の推進に伴って必然的に知的財産に関わる紛争が頻発することになる。

従前においては、知的財産に関わる紛争の解決には、殆どの場合訴訟が利用されている。しかしながら、訴訟による知的財産に関わる紛争の解決には、比較的長い期間が要されている。

(参考3)

そこで、こうした知的財産に関わる紛争を、高い信頼性をもって迅速に解決でき、しかも、紛争解決を望む者にとって利用し易いものとされる司法制度(訴訟のみならず裁判外紛争処理をも含む)を、速やかに整備することが極めて重要である。

提言:知的財産に関わる訴訟に関し、専門分野に精通した裁判官の配備、専門 参審制の採用について十分に検討されるべきであるとともに、専門分野に 精通した訴訟代理人を容易に選任できる制度を導入すべきである。

理由:

知的財産に関わる紛争は、科学技術の高度化の飛躍的な進行に伴って、特定の技術、特定の法律等の専門分野に深く立ち入ることになる。

その適正な解決を図る訴訟の場においては、裁く側にも裁かれる側にも、専門的な技術事項等についての十分な理解が求められる。

それゆえ、専門分野に精通した裁判官の養成及び配備、さらには、専門分野に精通した専門参審員が裁判官と共に関与する専門 参審制の採用に関する検討を十分になすことが必要である。

それとともに、専門分野に精通した訴訟代理人を容易に選任できることになる制度を導入して、知的財産に関わる訴訟の機能の充実/強化を図ることが必要である。

. 提言の理由 c

提言:知的財産に関する権利の取得からその活用にまで精通した弁理士を、適切な能力担保措置が講じられることを条件にして、知的財産に関わる訴訟における訴訟代理人に組み入れるべきである。

理由:

知的財産に関わる訴訟にあっては、専門分野に精通した訴訟代理人を欠かすことはできず、その選任を容易に行える状況が強く望まれる。

然るに、現状においては、知的財産に関わる訴訟に専門的に携わる訴訟代理人は、極めて少数にすぎない。(参考4)

斯かるもとで、弁理士が、我が国においてのみならず国際的視野のもとにおいても、知的財産権に関して申請を含めた取得段階から活用に至るまで広く関与し、さらには、我が国裁判所における補佐人の役割を果たすとともに、東京高等裁判所の専属管轄に属する審決等取消訴訟における訴訟代理人としての地位を有していて、知的財産権の全般に亙って精通する者である。

このため、弁理士を、新たな試験研修制度等による適切な能力 担保措置が講じられることを条件にして、知的財産に関わる訴訟 における訴訟代理人として活用すべきである。

弁理士に知的財産に関わる訴訟における訴訟代理人の地位を認めるべきことに関しては、その旨の社会的要求も見られるところである。(参考5)

. 提言の理由 d



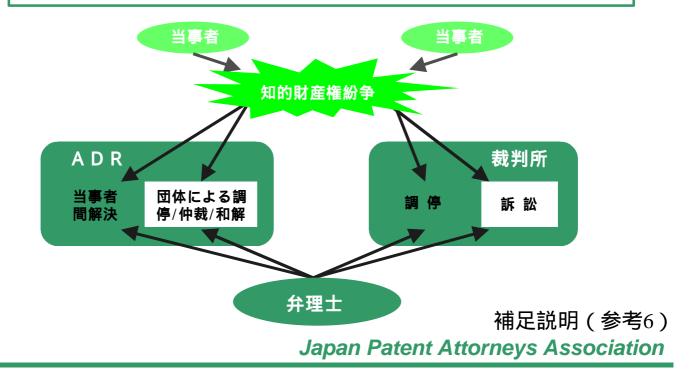
提言:知的財産に関わる紛争についての裁判外紛争処理(ADR)に関して、 弁理士を有効に活用する環境を整えるべきである。

理由:

知的財産に関わる紛争については、その解決を訴訟に委ねるだけでなく、裁判外紛争処理制度を効率よく利用して解決していくことが、今後ますます重要となる。

そして、知的財産に関わる紛争の解決を図る裁判外紛争処理にあっては、それが利用し易く、かつ、特定の技術、特定の法律等の専門的事項が的確に理解されて適切な解決を期待できるものであることが必要である。

弁理士が、我が国においてのみならず国際的視野のもとにおいても、知的財産の全般に精通する者であってみれば、知的財産に関わる紛争の解決を図る裁判外紛争処理にあたり、特定の団体によって行われる仲裁の手続きに限られることなく、それを含む各種の仲裁、調停、和解等に、様々な形で弁理士を有効に活用すべきである。



1. 基本的考え方

弁理士が知的財産に関わる訴訟における代理権を得るにあたっては、知的財産に関わる訴訟に必要とされる基本的知識及び 実務処理能力の具備と、更なる訴訟戦略立案・対処能力、総合 的紛争処理能力を習得できるだけの資質の具備とを確認する試 験研修制度による能力担保がなされることが妥当である。

2.試験研修制度の骨子

(1) 弁理士に、知的財産に関わる訴訟に必要とされる基本的知識及び実務処理能力を確実に具備させるとともに、訴訟戦略立案・対処能力、総合的紛争処理能力を習得できるだけの資質を顕現させる研修と、研修の成果を確認する試験と、

を骨子とする。

- (2) 研修は、弁理士登録後所定の年数以上弁理士業務に従事した弁理士であって訴訟代理を望む者が受けることができるものとする。
- (3) 即ち、弁理士登録後所定の年数以上弁理士業務に従事した弁理士であって訴訟代理を望む者が、 の 研修を修め、 の試験に合格することにより、知的財産に関わる訴訟 における代理権を得ることができるという試験研修制度 とする。

